

令和3年度第2回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和3年度第2回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2021年11月5日（金）午前10時分から午前11時40分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室
- 3 出席者 会 長：梶井祥子
副会長：藤村侯仁
委 員：齋藤寛子、多田絵理子、中村しず香、平井照枝、
牧内奈保巳、光崎 聡、武藤 修
(50音順・敬称略)
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
 - (1) 次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について
 - (2) 令和2年度における男女共同参画に関する施策の実施状況について
 - (3) 平成3年度札幌市男女共同参画に関する市民意識調査報告について

1. 開 会

○梶井会長 ただいまから令和3年度第2回札幌市男女共同参画審議会を開催します。

本日は、オンラインでの開催になりましたけれども、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。限られた時間でございますけれども、充実した議論ができればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の出席状況と配付資料の確認をしていただきたいと思います。

○事務局（川瀬調査担当係長） 本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされてございます。本日は、会長を含めまして、委員10名中、9名が出席されておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

会議次第、資料1の『次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けたスケジュール（案）』、資料2-1の「第4次男女共同参画さっぽろプラン令和2年度実施報告（概要）」、資料2-2の「女性活躍推進に係る取組」、資料2-3の「性的マイノリティ支援・DV等対策に係る取組」、資料3の「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査結果概要」、資料4の「第4次男女共同参画さっぽろプラン数値目標の達成状況」です。

足りない資料等ございませんでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は以上でございます。

○梶井会長 それでは、進めたいと思います。

今日の会議から初めてご出席をいただいている委員の方がいらっしゃいますので、一言ずつ、ご挨拶をいただければと思います。

平井委員と武藤委員になりますけれども、平井委員からお願いいたします。

○平井委員 皆さん、おはようございます。

しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道で代表をしております平井照枝と申します。

このたび、委員に選んでいただき、大変ありがとうございます。

私は、ひとり親家庭の支援を主としておりますが、女性の労働環境や子育ての環境など、男女共同参画に大変大きく関わっていると思いますので、会議でいろいろと学ばせていただくほか、当事者の声もお届けさせていただけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井会長 当事者に寄り添った意見をいろいろと言っていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 皆様、おはようございます。

私は、札幌商工会議所の人材確保・活用委員会の委員長の立場で参加させていただきます。この会議の結果を経済界にも波及できますようにやっていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**梶井会長** ぜひ、よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

2. 諮 問

○**梶井会長** それでは、今日初めてご出席の委員の皆様のご紹介が終わりましたので、早速、議事に入らせていただきます。

最初に、諮問となっております。

事務局からよろしくお願いいたします。

○**事務局（田中男女共同参画課長）** 早速ではございますが、これから諮問に入らせていただきます。

まず、本間市民文化局長から梶井会長に諮問書を手交させていただきます。

本間局長は会長の前へお進みください。

○**事務局（本間市民文化局長）** 次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性につきまして諮問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○**梶井会長** 確かに受け取りましたので、しっかりと議論していきたいと思います。

○**事務局（田中男女共同参画課長）** ありがとうございました。

それでは、本間局長から、一言、ご挨拶いたします。

○**事務局（本間市民文化局長）** 皆様、おはようございます。札幌市市民文化局長の本間でございます。

ただいま、市長に代わりまして、諮問書を手交させていただきました。

平成30年度に策定いたしました現在の第4次男女共同参画さっぽろプランが令和4年度をもちまして計画期間を終えますことから、これまで、現計画の中で進めてまいりました取組の進捗状況や成果をしっかりと検証した上で今後の課題を整理し、令和5年度から5年間にわたる次期プランの策定を手がけていきたいと考えております。

札幌市では、これまでも、誰もがその能力をしっかりと発揮し、仕事と生活を両立できる環境づくり、また、それを盛り上げていく意識の改革や啓蒙を図ってきました。さらには、多様な性の在り方への理解促進について、様々な施策を通じまして展開してきたところです。

この間、国内外では、SDGsの視点を持ち、ジェンダー平等の視点をあらゆる政策や制度に反映することが潮流となってきたことをはじめ、道内におきましても、幾つかの自治体において、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けた動きが活発化するなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められております。札幌市といたしましてもこういったものをきちんと理解した上で進めてまいりたいと思っておりますが、現計画を策定したときと比べますと札幌市を取り巻く環境は大きく変化してきているのかなと思っております。

加えまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、特に、女性について多くの面

で深刻な影響を受けているということが顕著になるなど、改めて男女共同参画の必要性が強く求められており、札幌市といたしましても、時代の変化に柔軟に対応しながら、これから出てまいります様々な課題に取り組んでいく必要性も併せて強く感じております。

このような社会情勢を踏まえまして、このたび、今後の札幌市の取組の指針となります次期プランの基本的方向性について諮問をさせていただいた次第です。

委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後の審議会につきましても、今回のようにオンラインでの開催をお願いするなど、何かとお手数をおかけすることとなりますが、札幌市におきます男女共同参画の推進のため、それぞれのお立場から活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

これから、長期間の審議となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○梶井会長 今、局長のお話にもありましたように、社会変化が激しく、また、コロナ禍という中で女性の最も弱い部分にダメージがあったということも分かってきております。その中での第5次プランとなりますので、社会変化に対応した力強いものになるよう、私どもとしても議論を深めていきたいと思っておりますので、皆様もよろしくお願いいたします。

本間局長は、この後、公務のご都合がございまして、ここでご退席されることになっております。

局長、本日はありがとうございました。

[局長退席]

3. 議 事

○梶井会長 それでは、議事に入ります。

まず、次期男女共同参画さっぽろプランの策定についてです。

事務局から、今後の審議の在り方、資料等についてご説明をいただきたいと思っております。

これから審議に入りますけれども、ご意見などをおっしゃりたいときは、画面に向かって手を挙げていただければ、私がお指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（田中男女共同参画課長） それでは、資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

次期男女共同参画さっぽろプランの策定スケジュールについては前回の審議会でお示したところですが、事務局内で改めて検討しまして、資料1のとおり、スケジュール案を改めて策定いたしましたので、ご提案させていただきたいと思っております。

それでは、「1審議スケジュール」をご覧ください。

まず、令和3年度についてです。

前回の審議会では、現プランを策定した際のスケジュールを参考とした案をお伝えしていました。現プランを策定したときは、DV防止基本計画を初めて男女共同参画さっぽろプランに組み入れるという事情がありましたので、DVに特化した部会と男女共同参画に関する部会をそれぞれ設置し、審議しておりましたが、今回の次期プラン策定に当たりましては、委員の皆様を部会に分けるのではなく、全員にご出席をいただきまして、総会を中心にプラン全体をご覧いただき、議論していただきたいと考えております。

令和3年度中に、本日を除きまして、おおむね2回、総会を開催したいと考えております。

それでは、ナンバー1と書いたところをご覧ください。

先ほど諮問を行いました、今回の総会からいよいよ議論がスタートします。

続きまして、ナンバー1とナンバー2の間に薄緑色の枠で囲った部分がありますので、そちらをご覧ください。

今回の総会が終了しました後、事務局で市民意識調査等の結果を踏まえ、札幌市として考える現状と課題に関する資料と計画案のたたき台となる重点事項を含む計画体系案をお示しさせていただきます。そこでお示しする案につきましては、皆様の議論を縛るものではなく、あくまで議論の材料やたたき台としてお考えをいただきたいと思っております。

このたたき台については、資料1のナンバー2のところですが、12月頃に配付を予定しておりまして、委員の皆様のそれぞれで資料をご覧になっていただき、お気づきになったことのほか、ご意見やご質問を文書にて事務局にお寄せいただきたいと考えております。そのご意見を踏まえ、再度、事務局で整理いたしまして、修正した案を12月中にお示しさせていただきますと思います。

続きまして、ナンバー3をご覧ください。

第3回の総会になりますが、1月下旬に開催を予定しております。ここでは、再度、現状と課題の確認と計画体系についてご審議いただきたいと思っております。

続きまして、ナンバー4をご覧ください。

第4回の総会ですが、3月下旬に開催を予定しておりまして、ここで修正した計画体系案と重点事項の案についても一度ご審議をいただきたいと考えております。

続きまして、令和4年度についてです。

令和4年度のナンバー1をご覧ください。

第1回総会ですが、5月頃に開催を予定しております。ここでは、令和3年度の審議内容や社会情勢を踏まえた上で体系図の全体を固めていただくという作業を行います。その前後のタイミングで、資料の薄緑色の囲みの中の記載のとおり、6月下旬頃を想定しているのですが、市内の女性団体などとの意見交換を行う予定です。ここで出た意見を集約し、次の審議会にて情報提供させていただきたいと考えております。

続きまして、令和4年度のナンバー2をご覧ください。

第2回の総会ですが、6月に開催を予定しております。ここでは、先ほど申し上げまし

た市内女性団体などとの意見交換の結果を報告させていただきます。そこで出たご意見も踏まえて、改めて計画体系等の確認、確定をしていただきたいと思いますと考えております。また、次期プランを確実に進めていくための推進体制についてもご審議をいただく予定です。

続きまして、令和4年度のナンバー3をご覧ください。

書面送付・確認と書いているところですが、7月下旬頃を予定しております。計画体系の確定を踏まえ、答申の案を皆様に送付させていただきますが、皆様に内容をご確認していただき、ご意見をお寄せいただき、そのご意見を踏まえ、事務局で修正作業をさせていただきますと考えております。

続きまして、令和4年度のナンバー4をご覧ください。

第3回の総会ですが、9月中旬頃に開催を予定しております。ここでは、答申案への意見を踏まえた修正内容をご確認していただくとともに、答申全体として文言の整理を行いたいと考えております。一旦のところ、ここが議論のゴールとなります。その後、10月初旬頃になりますが、答申を行っていただきまして、答申案を前提に、札幌市として実際のプランを想定した内容につくり上げてまいります。

その後、12月頃になりますが、薄い緑色、薄い青色の枠で囲った部分にありますとおり、市民への公表、意見募集を行います。なお、プランの案が固まりましたら、事前に委員の皆様にも情報提供をさせていただきます。

続きまして、令和4年度のナンバー5をご覧ください。

第4回の総会ですが、3月下旬頃に開催を予定しております。第4回総会では、次期プラン策定の最終報告を行います。計画内容のほか、答申後の検討状況やパブリックコメントの結果なども併せてご報告をさせていただきますと考えております。

最後になりますが、資料1の一番下の関連事項スケジュールについてです。

後ほど資料2で概要をご報告いたしますが、男女共同参画さっぽろプランの令和2年度実施状況の報告書を作成いたしますので、完成次第、皆様にお送りさせていただきますと考えております。

また、今年に実施しました市民意識調査に関しては概要を後ほどご説明させていただきますが、設問ごとの詳細な集計結果をまとめた報告書については、完成次第、併せて皆様にご提供させていただきます。

○梶井会長 今、来年度にもまたがるわけですが、答申に向けたスケジュールをご説明いただきました。

進んでみないと分からないところもありますが、札幌市の男女共同参画がどの方向に、どれだけ進むかという方向性を決める第5次プランを立てていくということですので、しっかりと議論していきたいと思っております。

まず、今後の流れを確認したいと思いますけれども、今のご説明にあったように、令和2年度の施策の進捗状況等について、これからご説明を受けることとなります。その後、皆さんからご意見やご質問を承りますけれども、それも踏まえて、資料1のスケジュール

にもありますように、12月中に皆様から書面で意見などを集めるという段取りの期間があります。直接は集まらず、書面でとなりますけれども、本日)の進捗状況を踏まえた上で、ぜひとも多角的で掘り下げたご意見をいただければと期待しております。

今日の会議はそのための位置づけだと把握していただければと思っておりますが、ご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、そういうスケジュールで進めさせていただきます。

それでは、議題2に移ります。

令和2年度における男女共同参画に関する施策の実施状況についてです。

事務局からご説明をしていただきたいと思います。

○事務局(田中男女共同参画課長) それでは、資料2に基づき、説明をさせていただきます。

まず、第4次男女共同参画さっぽろプランにつきまして、令和2年度の施策の推進状況についてご報告いたします。

男女共同参画課では、札幌市男女共同参画推進条例の規定に基づき、毎年度の実施状況についての報告書を作成し、市民に公表しております。

皆様にお配りしました資料2-1は、公表を予定しております報告書のうち、令和2年度の主な取組内容や評価などを記載した部分を抜粋したものです。報告書を公表する際は、お手元にお配りした資料の内容に加え、附属資料として統計データなどを加えた冊子として公表いたします。冊子については、完成次第、ホームページで公開いたしますが、委員の皆様には、個別に送付させていただく予定です。

なお、主な取組のうち、女性活躍推進、性的マイノリティ支援、DV等対策の三つの分野に関連する事項については、私ども男女共同参画課として事業を実施しているものでして、別途、実施状況を資料2-2及び資料2-3にまとめておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、資料2-1にご説明させていただきます。

資料は事前に送付させていただきましたので、既に目を通していただいているかもしれませんが、本日はポイントを絞ってご説明させていただきたいと思っております。

なお、資料の中に出てきます令和3年度に実施した市民意識調査の数値については現時点での速報値となります。数値が確定し、速報値から変動があった場合には、後日、訂正についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページをご覧ください。

基本目標1のあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりの基本的方向1の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大です。

ここでは、主に審議会などの委員における女性登用率の向上や市役所女性職員の登用促進といった札幌市役所内部における取組について報告させていただいております。

1 ページの真ん中より少し下の表に活動指標として挙げている審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率ですが、令和4年度までに女性登用率が40%という目標に達していない審議会について、担当課に対するヒアリングを行うことなどで働きかけを行っているものです。

活動指標である個別の働きかけの実施率については、令和3年度現在、目標を達成しております。成果指標である審議会の女性委員登用率については令和元年度の数値は記載していませんが、令和元年度と令和2年度を比較すると0.1ポイント上昇したものの、平成28年度時点と比較いたしますと、当時、34%だったものが32%まで下がっておりまして、目標年度である令和4年度までの40%という目標値の達成がなかなか厳しい状況です。

なお、政策決定の女性の参画に関連するデータとしまして、政令市の市議会議員における女性比率をご紹介しますと、札幌市は政令市で最も高い32.4%となっております。参考までにお伝えしますと、2位は名古屋市、3位が浜松市です。

続きまして、2ページから3ページをご覧ください。

まず、基本的方向2の男女共同参画の視点に立った意識改革、基本的方向3の男女が共に子育てや介護ができる環境の整備、基本的方向4の国際社会と連動した女性への支援については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、男女共同参画週間に合わせまして各区で啓発活動、初妊婦の方とその配偶者を対象としたワーキング・マタニティスクールなどの機会を通じた啓発活動、そのほか、姉妹都市との交流を通じた啓発などを実施してまいりました。

2ページの真ん中ですが、男女共同参画の視点に立った意識改革の成果指標として、男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合を令和3年度の意識調査で30%以下にすることを掲げていました。

今回、この報告書には記載していませんが、令和3年度の市民意識調査の結果としましては速報値で31%という数字が出ております。目標値の30%以下には1ポイント及ばなかったのですけれども、平成28年度の調査時と比較しますと11.4ポイントの改善となっていることをご報告させていただきたいと思っております。

家事や育児、介護などの家庭における役割については、男女が共に担い、支え合うことが重要です。3ページの上のほうに評価というところの1行目から3行目に掲載しておりますとおり、平成28年度の全国調査では、夫が育児や家事に充てる時間は1日当たり83分であったのに対し、妻は454分と大きな格差があるのが現状であり、引き続き環境整備や意識改革を進めていくことが求められています。

続きまして、3ページの下段の基本的方向5の地域における男女共同参画の推進に関する主な取組です。こちらは、男女共同参画の視点が盛り込まれた避難所運営マニュアルというものがありまして、これを令和元年の9月に改訂しました。その改訂において初めて男女共同参画の視点が避難所の運営マニュアルに盛り込まれたのですが、このマニュアル

に基づいて研修などを実施し、男性と女性の双方の視点に配慮した避難所運営に向けて取組を行ってまいりました。

続きまして、4ページから5ページをご覧ください。

基本目標Ⅱの男女の多様な働き方の推進についてです。

資料4ページの真ん中より下の表に活動指標と成果指標の表を掲載しております。

認可保育所などの定員数についてですが、ご覧のとおり、37,739人を目標値としており、前年度に比べて1,700人の大幅な増加となっております。

なお、この目標値の37,739人という数字は、第4次さっぽろ子ども未来プランで定めております需給計画上のものとなります。

また、成果指標のうち、表の下から二つ目に掲載しております待機児童の数については、既に目標を達成し、維持しているところです。

基本目標2の主な事業については、別途、ご用意しました資料2-2の女性活躍推進に係る取組をご覧ください。

まず、左側の意識啓発に係る主な取組をご覧ください。

男女共同参画室では、女性が働きやすい環境づくりに向けまして、様々な立場の市民が参加するイベントとして、さっぽろ女性応援 f e s t a を令和元年度まで開催してまいりましたが、昨年度は、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染防止の観点から、集客型のイベントについては全て見合わせることにしました。しかし、その代替策として、男女共同参画意識啓発動画の制作、また、オンラインセミナーを実施しました。

本日は令和2年度の実施報告ではございますが、ご参考までにこれからの予定をお知らせいたします。

左の下のほうにあります。まず、スマイルシェアリングブック「ゆる家事のすすめ」「家事シェアのすすめ」という2冊に続く第3弾として、今年度は男性の家庭活躍をテーマとした啓発冊子を作成する予定です。

また、セミナーに関しましては、今年度は、オンラインフォーラムという形式で、11月下旬から、ワーク・ライフ・バランスや大学生向けのキャリア形成支援など、多様なテーマで開催を予定しております。

続きまして、右側の企業に対する支援というところをご覧ください。

まず、ワーク・ライフ・バランス p l u s 企業認証制度についてですが、令和3年3月末現在で609社が認証を受けており、企業数が着実に増加しています。

また、2番目の認証企業へのインセンティブのうち、黄色い背景になっている部分をご覧ください。S T E P 1 以上の企業様にご活用していただける男性の育児休業取得助成金です。この助成金は、札幌市の子ども未来局が所管しており、令和2年度に新たに創設された助成金になりますが、この助成金の交付実績が令和2年度は13件となっております。

また、その下の子の看護休暇有休制度創設助成金は、3件の交付実績があったと報告を

受けております。

続きまして、右下に関連する庁内の主な取組を掲載させていただいておりますが、まず、経済観光局が所管しておりますテレワーク・業務管理システムの普及啓発事業です。令和2年度の実績として、テレワークの導入申請が814件、業務管理システムの導入申請が31件ありました。

それでは、資料2-1に戻っていただき、6ページをご覧ください。

基本目標Ⅲの男女の人権の尊重の基本的方向1の生涯を通じた男女の健康支援についてです。主な取組として、妊娠、出産、避妊を選択する女性の権利を男女の双方が理解することなどを目的とした若年層向けの相談、指導を行ったほか、保健師や母子保健訪問指導員の訪問による相談や保険指導を実施してまいりました。

なお、活動指標である啓発事業参加数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値の4割にとどまっております。

続きまして、基本的方向2の多様な性のあり方への理解の促進と支援についてです。性的マイノリティの理解促進に関する取組として、パートナーシップ宣誓制度などを継続して実施してまいりました。活動指標である啓発事業の参加者については令和2年度までに目標の8割を達成しているところです。

なお、成果指標である性的マイノリティの言葉の認知度については、この資料には掲載していませんが、令和3年度の意識調査で75%という速報値が出ております。社会的な関心の高まりもあり、目標を達成したということをご報告させていただきます。

続きまして、7ページから8ページをご覧ください。

基本目標Ⅳの女性に対するあらゆる暴力の根絶です。

主な取組として、配偶者暴力の根絶に向けた啓発活動や配偶者暴力相談支援センターでの相談対応、民間シェルターへの助成事業などを令和2年度も引き続き実施してまいりました。また、北海道と共同で設置している性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）の運営も継続して実施してまいりました。

8ページの上のほうに基本的方向性1の暴力を許さない社会づくりの活動指標を掲載しておりますが、DV未然防止講座の参加者数のほか、パンフレットやリーフレット配布数についてはいずれも令和4年度までに目標を達成できる見込みとなっていることをご報告させていただきます。

なお、成果指標である身体的暴力以外の行為を暴力として認識する人の割合です。この資料には掲載していませんが、令和3年度の市民意識調査で67.6%という速報値が出ておまして、目標は達成しているのですが、同じく成果指標である札幌市配偶者暴力相談センターの認知度については、8ページの下の方に掲載しており、令和3年度の調査での速報値が41.8%、また、DVを経験したときに相談しなかった割合が37%というということで、残念ながら目標達成には至っておりません。

ここで、資料2-3をお手元にご用意いただきたいと思います。

性的マイノリティ支援・DV等対策に係る取組です。

まず、左側の性的マイノリティ支援に係る主な取組です。

平成29年6月からスタートしましたパートナーシップ宣誓制度についてですが、令和3年3月末時点で延べ121組の利用がありました。また、電話相談であるLGBTほっとラインについてはこれまでに770件の相談が寄せられております。最近では、当事者の方だけではなく、未成年の子どもの親族の方からの問合せなどが増えている傾向があります。

一方、企業の取組を促すためのLGBTフレンドリー指標制度については、令和3年度3月末時点で48事業所が指標制度に登録されております。今年度は既に昨年度を上回る8件の申請をいただいております、企業への理解促進に向け、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、市民の方が目につくような広告媒体を活用した周知啓発も実施してまいりました。

なお、今後の予定についてですけれども、昨年度に開催できなかった市民向けの講演会や企業向けのセミナーをオンラインフォーラムの一環として実施する予定です。

また、下段の囲みに関連する庁内での主な取組を掲載しておりますが、今年度からは、新たに、職員向けの休暇制度において、パートナーシップ関係にある者についても対象が拡大され、取得が認められるなど、支援制度が拡大されております。

続きまして、右側の女性に対するあらゆる暴力の根絶に係る主な取組をご覧ください。

先ほど資料2-1でもご説明した内容になりますけれども、さらに具体的な事項を掲載しております。

周知啓発については、毎年、11月12日から11月25日に展開している女性に対する暴力をなくす運動という期間に合わせた啓発活動を行うとともに、若年層への啓発としてデートDV防止講座などを行っております。

デートDV防止講座については、人権擁護委員、女性支援団体の職員、また、大学教授など、DVに関する専門的な知識を有する講師により実施されており、令和2年度は、約4,700人の学生に受講いただいております、受講していただいた学生の方からは理解が進んだなどの好意的なご意見をいただいております。

性暴力被害の相談については、性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）において相談対応を行っております。対応に当たっては、令和元年11月から、相談時間の延長を行ったり、メール相談を開始しております、令和2年度の相談件数は前年度と比べて140件程度増加しております。

この増加の要因としては、特にメール相談の影響が大きいと考えております。と申しますのも、電話であれば1回で聞き取ることができる内容でも、メールでは複数回の送受信が必要とされております、メールの送信1回につき1件とカウントしているため、実際の相談人数よりも多い相談件数が実績として上がってきております。

なお、今後の予定としては、昨年度に開催できなかった市民向け講演会も、性的マイノリティ同様、オンラインフォーラムの一環として実施する予定です。

それでは、引き続き資料2-1に戻っていただき、9ページをご覧ください。

基本目標Vの男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実です。

次のページになりますけれども、1の人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進と2の男女共同参画の学習の推進の主な取組です。各種教職員研修などの機会を通じて男女平等教育の啓発を進めたほか、小学校6年生と中学校3年生を対象に、固定的性別役割分担意識の解消を目的とするパンフレットを配付するなどの取組を実施してまいりました。

10ページの3の男女共同参画の活動拠点の充実では、札幌エルプラザにある男女共同参画センターでの取組を掲載しております。男女共同参画センターでは各種講座や相談事業を実施しておりまして、若年層を対象とするガールズ相談では、相談しやすくするための工夫としてLINEの活用も行っております。

活動指標である男女共同参画センターの利用者数についてですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う休館等の影響から前年度利用者数を下回っているところでございます。

○梶井会長 令和2年度の実施報告をしていただきましたが、ご意見やご質問がありましたらお出しいただきたいと思っております。

まず、私から質問します。

4ページの基本目標IIの男女の多様な働き方の推進の成果指標13の職場で男女平等と考える人の割合についてです。17.5%ですが、目標値は50%ということで、随分と開きがありますね。

○事務局（田中男女共同参画課長） なかなか増えていないところです。

○梶井会長 この要因はなぜなのでしょう。

○事務局（田中男女共同参画課長） 調査結果についての詳しい分析はまだ行っていませんので、本日の審議会以降、詳しく分析し、改めて問題の要因の分析と課題の掘り起こしをしていきますので、どうしてなのかという原因追究まで行えていないのが現状です。

○梶井会長 皆様のお知恵をいただきたいと思うのですがけれども、職場で男女平等と考える人の割合については、現状、札幌市においても、男性に比べ、女性は圧倒的に非正規雇用が多いということが現状だと思うわけです。その非正規で働いている女性としては、当然、職場で男女平等だとは思えないということだと思うのです。

男女平等かどうかを判断する場合、同じ正規雇用で男性と働いており、その上で男性と対等だろうかということなら答えられますけれども、そもそも、非正規雇用で雇われているのであれば、当然、男女平等ではないと答えざるを得ないわけです。

また、人口比率として、どの年代でも女性の人数が男性よりも多いわけです。しかも、結婚していない方が多いわけです。結婚されていない、男性よりも人口も多い、非正規雇用の方が多いということで、先ほど本間局長のお話にもありましたけれども、そういう方

たちがコロナ禍で一番の直撃を受けたのだらうと思います。そのため、そこら辺の対策を第5次として打っていかなければ、札幌市の男女平等参画は全然進まない、ラジカルに進めていかないと追いつかない状況かなと思います。

また、5ページにありますけれども、女性の経済的自立の推進です。主な取組に保育と就労の相談と書いてありますが、就労の相談というのは子育てが終わった人たちが就労するための相談となるわけですね。でも、もう少し踏み込んで、結婚していない女性の方で、ずっと非正規で働いていて、その方たちがキャリアアップするためにはどうしたらいいかという相談の在り方もあろうかと思うので、そういうところにも目配りを利かせていかないといけないのかなと思います。

私は、さっぼろ未来創生プランの策定にも関わっているのですが、そこですごく議論されているのは誰一人取り残さない取組です。ですから、この審議会でも、それに呼応するよう、一番弱い部分はどこか、取り残されているのは何かについて目を凝らしていただければありがたいかなと思っています。

それでは、皆様からご意見はありませんか。

○平井委員 今、梶井会長がお話ししてくださったように、非正規の女性、特に私の関わっているひとり親家庭はコロナで直撃を受けました。

昨年度、札幌市に要請は行いましたけれども、おっしゃったように、もともと、女性は脆弱な環境にあって、その中で子どもを育てながらということで、仕事を休まざるを得なかった方もおりました。行政の支援については、なかなか難しかった点も多いと思うのですが、困った女性というか、子育て世帯の人たちはとても多かったと思います。

私たちのところには食べ物も服も買えないような状況の人たちがたくさんで、本当に驚きましたけれども、そんな中で男女共同参画という意識を持てるかということ、本当に厳しい状況だと思います。啓発活動等もたくさんされているとは思いますが、企業における非正規雇用の処遇改善は必要だと思っています。

また、札幌市としても会計年度任用職員の女性の割合がとても高いのではないかなと思うのですが、そこにも視点を置き、新しい施策などに取り組んでいただけたらなと思います。

○梶井会長 男女共同参画の中でやれることは限られているところもありますけれども、今、平井委員がおっしゃったように、一番弱い部分に光を当て、どういう啓発活動が可能なかということに我々の審議会ではつながっていくわけですが、やはり、そこはもう少し強化していかないといけないと感じています。どこに向けて、何をどういうふうに啓発し、一番弱い部分をなくすような施策ができるのかということになると思うのです。

ぜひ、牧内委員にお聞きしたいのですが、9ページの人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進についてです。小学校6年生と中学3年生を対象に、固定的性別役割分担意識の解消を目的としたパンフレットを配付したということですが、これだけでいいので

しょうか。固定的性別役割分担意識に力が入るのはいいのですけれども、それだけを子どもたちに言っていると思うのです。将来的にひとり親になって、弱いところに入らざるを得なくなる、そういうことを防ぎ切れなしいいますか、我々がやることはそういう啓発ですが、中学校3年生や小学校6年生に対し、男女平等に向けたキャリア教育などを目的としたパンフレットをつくるというのはいかがでしょうか。

○牧内委員 お送りいただいた資料を見て、私もこの部分が引っかかっていました。

論点から外れるかもしれないのですが、学校では道徳教育というのが教科書になりまして、男女平等教育をもっと幅広く、男女共同参画というものを幅広く捉えた上での道徳教育を小学校でも中学校でもやっている段階です。

そんなところからも、男女ということだけではなく、今後、人間関係をどのように築いて、どのようなよりよい社会を築き上げていくのがいいのだろうか、男だから、女だからということではなくて、そういった垣根を越え、人として、今後、札幌ないしは日本ないしは海外で活躍するのにどのような力を備えていったらいいかを捉え、現場では模索しています。

ただ、やはり、先生方の感覚というものがあり、若い先生方もいらっしゃれば、60代とか、バラエティーな学校現場でして、その辺りをまとめていくのは非常に難しいなと思っております。

先日、2年生の道徳の授業に参加させていただきました。家庭をベースにした題材で、男性だから、女性だからということではなくてという視点からだったのですが、それぞれの先生方の経験からいろいろなアプローチがありました。若い先生方はそういったところをオープンにお話しできるのですが、やはり、年齢が高い、50代や60代の先生方に聞きますと、男性、女性の役割については引っかかるものがあり、その後、職員室でも話題になりました。

とはいえ、子どもたちに対し、早い段階で男女が働きやすい環境づくりを、いずれ社会に出る子たちですので、学校段階でどのような力をつけていったらいいだろうか、どのような考え方を養ってあげたらいいのだろうかについて先生方は模索しながらやっているところではあります。

また、先ほどの平井委員の話でもありましたひとり親世帯の件です。

今、学校でも非常に心配というか、話題になっていることがあるのですが、札幌市内でもコロナ禍で不登校の子が出てきています。テレビやニュースでご覧になった方はいるでしょうか。ひとり親世帯の仕事が休めない母親を助けるため、中学生の子が学校を休み、下の小さな子どもたちの面倒を看ているということでした。ヤングケアラーが話題になっているのですけれども、そういったことも背景にあるということが出てきました。

これは、人ごとではありません。過程が気になって、そこを掘り下げていきますと、実はコロナで仕事ということがあり、もっと掘り下げていくと、ひとり親世帯だったと分かるのです。さらに掘り下げていくと、実は下に兄弟がいてというようなことが分かって

きたという実態もありますので、その辺りも、今後は見ていかなければいけないのかなと思っていました。

○梶井会長 第5次に向けて学校で何を啓発していくかですけれども、委員のご実感にもありましたように、学校現場ではもっと踏み込んで、家事や育児の性別役割分担だけでなく、普遍的な人権に踏み込んだ教育もなされているということです。確かに、ご指摘のように、先生方の中での世代間ギャップもおありのようですが、若い人たちに何を伝えていくべきかについては第5次に向けて工夫したものを出していただければと思います。

その中でも、ヤングケアラーの問題です。家族にいろいろなことがあれば、男の子でもやっているのです。だから、そうしたヤングケアラーの子どもたちは、必然的に男女共同参画をやらざるを得ない状況にあるということです。それがいいとは言えませんが、人権教育を受ける権利がある子どもたちがそういう状況にあるということです。

やはり、人権というものを持ってこない、ヤングケアラーの問題と申しますか、そうした子どもたちの学ぶ権利も解決できないので、これからはそういうところに男女共同参画はシフトしていかなくてはいけないのかなと感じております。

ほかにご意見やお気づきの点はありますか。

○多田委員 DVに関してです。

コロナ禍の中で家庭内におけるDVがすごく広がっているというようなお話を聞くかと思えます。そこで、実際にどうなのかということで、札幌弁護士会においてコロナで自粛生活が始まったときに相談件数が増えたかを調査し、対応しようと考えたのですけれども、調査をしてみると相談件数が増えていなかったのです。道立の援助センターなどにもお話を聞いたのですが、それほど増えていないというような状況で、世間のお話とこちらで対応しているところがずれているような感じがしております。

資料2-1の8ページに表があり、DVを経験したときに相談しなかった割合とあります。37%の方が相談しなかったというようなお話があったと思うのですけれども、やはり、家庭内でのDVについても、コロナで自粛中だと、なかなか相談できないという環境があるのかなと思っています。

どこに相談していいかが分からないということであれば、相談機関を周知することを徹底すれば問題が解決できるかもしれないですけれども、相談機関を知っていても相談できないという人がいないか、また、どうして相談ができないのかを解消しないと、表に出ないので、助けることができないなと思ったのです。

ですから、相談機関は知っているけれども、相談できない人はいないのか、何が問題なのかに少し踏み込んでいただけたらなと感じました。

○梶井会長 そこは見逃さず、現状などにもう少し踏み込んで探り、対応を考えていきたいと思えます。ご指摘をありがとうございます。

ほかにご意見等はございますか。

○平井委員 今のDVの関係についてです。

被害者を幾ら支援しても、加害者が減らない限り、加害者は相手を替え、それでDV被害者が増えていくのです。ですから、札幌市でも加害者のプログラムというものについて男女共同参画の中で取り組んでいただけたらなと思います。

○梶井会長 他の市町村では男性に対する更生プログラムが進んでいるところもあるようですので、勉強させていただいて、ぜひ札幌市でも進めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、まだ議題がございますので、進めさせていただきます。もし言い忘れなどございましたら、全体を通してということで最後にご意見を承りたいと思います。

それでは、(3)の令和3年度札幌市男女共同参画に関する市民意識調査についてです。事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○事務局(田中男女共同参画課長) それでは、資料3と資料4に基づき、説明をさせていただきます。

まず、資料3をご覧ください。

男女共同参画に関する市民意識調査についての速報がまとまりましたので、本日お手元にご送付させていただきましたダイジェスト版を使用し、主な回答の結果と特徴的な数値についてご説明させていただきたいと思います。

なお、意識調査の完成版については12月頃に郵送させていただく予定です。

まず、この調査についてですが、調査期間は、本年の7月22日から8月4日までの2週間、無作為で選んだ18歳以上の市民4,000人を調査対象として実施したもので、有効回収数が1,791件、有効回収率は44.78%となっております。

それでは、報告書の1ページをご覧ください。

調査項目は、男女平等に関する意識について、ワーク・ライフ・バランスについて、地域活動について、暴力、セクシュアル・ハラスメント等について、性の多様性について、男女共同参画に関する施策についての大きく六つです。

それぞれの項目について簡単にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、一つ目の男女平等に関する意識のうち、①の男女の地位の平等感についてです。

平等になっていると回答した割合ですが、学校教育の場で平等になっていると感じた方が41.1%と高い割合となっておりますが、学校教育の場以外では、いずれも男性のほうが優遇されている、これは、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を足したものですが、この割合が高くなっております。

次に、②の「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方に対する意識についてですが、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を足しますと全体の31%ということで、前回の平成28年度の調査よりも11.4ポイント低下しております。逆に、「反対である」と「どちらかといえば反対」であるの合計は57.1%ということで、平成2

8年度調査よりも10.3ポイント上昇しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

③の政策・方針を決定する場に女性の参画が少ない理由についてですが、「男性優位の組織運営になっているから」という回答が65.3%と最も多く、次いで、「家事・育児・介護などにおける配偶者等家族の支援が不十分だから」という回答が49.1%、「性別による男女の役割分担意識が強いから」という回答が48.6%となっております。

なお、平成28年度の前回調査と比べますと、「家事・育児・介護などにおける配偶者等家族の支援が不十分だから」が大きく上昇しております。

次に、3ページの真ん中より下にある二つ目の大きな項目にあるワーク・ライフ・バランスについてです。

①の仕事に要する時間については、今回、こちら新たに設けた設問です。

回答結果は、女性、男性ともに、「7時間以上9時間未満」という回答が最も多く、特に男性の回答については、「1日のうち7時間以上を仕事に費やしている」と回答した割合の合計、「7時間以上9時間未満の回答」と「9時間以上11時間未満」、「11時間以上」の回答を合算した割合ですけれども、47.8%と半分近くに及んでおります。

続きまして、4ページをご覧ください。

結婚されている方で家事に要する時間ですが、女性は「5時間以上」が22.4%と一番多く、男性は「30分以上1時間未満」の25.4%が一番多い結果となっております。また、男性については、1日のうち1時間未満しか家事を行わない割合の合計が59.7%と、実に6割に上っております。

次に、②ですが、男性が家事、育児、介護に積極的に参加するために必要なことについての質問です。棒グラフの左から四つ目になりますが、「性別に関わらず家事などに参加する意識を持たせるような教育をする」という回答が61.7%と最も高くなっております。こちらは平成28年度の前回調査よりも16.9ポイント上昇しております。

また、棒グラフの真ん中辺りですが、「家事などに参加することについて、職場における上司や周囲の理解を進める」についても、前回の調査と比較いたしますと、13.6%と大きく上昇しているところです。

それ以外の回答につきましては、前回の調査と同様の傾向が見られております。

続きまして、5ページをご覧ください。

③の男性の育児休業、介護休業を利用することについては、「男性も育児休業・介護休業を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」という回答が前回調査と比べて10.7ポイント減少しているものの、依然、60.9%と最も高く、一方で、「男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきである」という回答は26.9%となり、前回調査と比べて7.4%上昇しております。

また、④の育児休業、介護休業を利用する男性が少ない理由についてです。こちらは新たにつくった質問になりますけれども、全体では「休業制度を利用しにくい職場の雰囲気

があるから」が69.7%と最も高くなっておりまして、次いで、「同僚に迷惑をかけるから」が58.1%という結果になりました。また、「育児や介護は女性の役割であるという意識が強い」も47.2%と高い割合を示しましたが、この回答については特に女性と男性で回答した率の差が大きいことが特徴になっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

三つ目の大きな項目の地域活動についてです。

①の参加したことがある地域活動についてですが、「自治会や町内会の活動」という回答が40.9%と最も高く、次に多かった「PTA活動や青少年指導員等の青少年健全育成活動」については、女性が28.8%であるのに対し、男性は5.5%と差が大きいことが分かりました。

また、②の地域活動のリーダーとして女性が参画するために必要なことについてですが、こちらにも新たに設けた質問になります。女性では、「女性が地域活動のリーダーになることに対して、男性の抵抗感をなくす」という回答が55.3%、男性では、「リーダー的な役割は男性が担うという性別による役割分担意識を解消する」が52.2%とそれぞれ高くなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

地域の防災についてです。

こちらにも新たに設けたものでして、③の災害時の避難所運営において、男女共同参画の視点が必要かという質問に対し、「必要だと思う」、「どちらかといえば必要だと思う」という肯定的な回答が8割以上となっております。

また、7ページの真ん中の④ですけれども、男女共同参画の視点から必要な避難所での配慮という設問については、「多目的トイレや女性専用スペース、個室の更衣室の設置など、配慮が必要な避難者への対応」が75.3%と最も高く、次いで、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」が71.0%となっており、全体の傾向については前回調査から大きな変化は見られておりません。

次に、8ページの四つ目の大きな項目の暴力、セクシュアル・ハラスメント等についてご覧いただきたいと思っております。

①の配偶者やパートナー間での行為についての暴力としての認識についてですが、前回の調査結果同様、全ての項目において、平手で打つとか足で蹴るとか、いろいろとありますけれども、「どのような場合にあっても暴力にあたると思う」という回答の割合が高い結果となっております。

8ページの上の表の「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」の回答の割合を男女別に詳しく分析したのが真ん中より下の棒グラフになります。右から2番目の「大声でどなる」については、男女の回答率に9.9ポイントの差がございました。

また、ここに掲載はしておりませんが、前回調査では、「大声でどなる」の回答については男女差が12.2ポイントでしたので、それよりも2.3ポイント差は縮まっている

のですけれども、大声でどなるが暴力に当たるか当たらないかについては男女の認識に違いがあることが分かります。

続きまして、9ページをご覧ください。

②のドメスティック・バイオレンス（DV）の相談窓口の認知度についてですが、「警察」が72%と最も高く、次いで、「札幌市配偶者暴力相談センター」が41.8%、また、「各区役所」が32.3%となっておりまして、北海道立女性援助センターを除く全ての窓口において、前回調査より認知度が上昇しております。

次に、③のドメスティック・バイオレンス（DV）の経験などについてですが、DVを直接経験した割合は10.6%となっています。

10ページでは男女の割合を棒グラフで示しているのですけれども、女性については、DVの経験が13.3%となっており、前回調査より上昇しております。

同じ10ページ目のDVを経験した際の相談先ですが、「家族・親族」という回答が35.4%と最も高く、「行政の相談機関」という回答は8.5%にとどまっています。

なお、「相談しなかった」という回答が37.0%でして、前回よりも6.9ポイント上昇しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

⑤のドメスティック・バイオレンス（DV）防止に必要な取組についてですが、棒グラフの左から四つ目の「被害者を保護する体制を充実する」が54.7%と最も高く、次いで、「暴力をふるう加害者へ行動の制限や処罰を厳しくする」となっております。こちらが47.4%です。また、「被害を受けた人たちのための相談体制・窓口を充実する」が45.4%となっておりまして、前回の調査と比較し、「暴力をふるう加害者へ行動の制限や処罰を厳しくする」の割合が上昇しています。

次に、⑥の性暴力被害の相談窓口の認知度についてですが、「警察」が74.5%と最も高く、次いで「相談窓口で知っているものはない」という回答が18.9%となっております。札幌市と北海道で共同設置しております性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）については15.1%でして、前回の調査より認知度が3.2ポイント上昇しているのですけれども、残念ながら認知度はまだ低い状況です。

次に、12ページの⑦のセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）の経験などについてですが、「受けたことがある」という回答が女性で11.1%で、男性は4.5%となっております。

なお、この資料には掲載していないのですけれども、前回の平成28年度の調査では、セクハラを受けたことがある割合は、女性が15.1%で、今回は4ポイント低下しているのですけれども、一方、男性に関しましては、前は1.5%だったのに対し、今回は3ポイント上昇しているのが特徴的なところです。

続きまして、13ページの五つ目の大きな項目であります性の多様性についてです。

こちらは、今回の調査で初めて設けた項目となっております。

まず、①の性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なことについてですが、「職場や学校等における理解の促進」といった回答が67.7%と最も高く、次いで、「いじめや差別を禁止する法律や制度の見直し」が57.3%、「専門相談窓口の充実」が37.6%となっております。

また、②の性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度についてですが、「パートナーシップ宣誓制度」については15.6%と最も高くなっておりまして、次いで、「みんなの人権110番」という法務省で設置している相談窓口になりますけれども、こちらが14.6%、「LGBTほっとライン」という札幌市の性的マイノリティの方たちのための電話相談窓口になりますが、こちらが10.8%となっておりますけれども、いずれも2割に満たず、「知っているものはない」と答えた人の割合が65.3%でして、制度や窓口についての認知度がまだまだ低いと分かりました。

最後に、14ページをご覧ください。

六つ目の大きな項目である男女共同参画に関する施策についてです。

男女共同参画に関連する事項の認知度について、「内容まで知っている」と「見聞きしたことがある」を合わせたもので比較いたしますと、ドメスティック・バイオレンスについては83.4%、LGBTについては78.9%、性的少数者については75.1%ということで、この三つが上位となっております。

近年、SDGsなどが取り上げられていることを受け、ジェンダーという言葉の認知度が前回調査から31ポイント上昇していることも特徴的です。

資料3については以上です。

続きまして、資料4をご覧ください。

今回の男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、今の第4次男女共同参画さっぽろプランで掲げる活動指標、成果指標に対する達成状況を一覧にしております。

内容については、市民意識調査等の数値を踏まえ、達成したか、未達成かを簡単に記号で記したのですが、達成したものは赤色の二重丸、達成していないものがバツと評価のところに記載させていただいています。

なお、目標年度に到達していないものについては記号を付していませんので、ご了承をいただきたいと思えます。

現時点では、達成した項目が3項目、達成できなかった項目が6項目となっておりますが、それぞれについては資料でご確認をいただきたいと思えます。

詳細の報告書につきましては、最初にお話いたしました、完成次第、送付させていただきたいと思っております。今後は、今回の調査結果等を踏まえ、現状の分析と課題の洗い出しを行い、次期プランのたたき台の案を作成したいと考えてございます。

以上で市民意識調査の報告の説明を終わらせていただきます。

○梶井会長 ただいまご説明をいただきました資料3と資料4について皆様からご質問やご意見がございましたらお出しいただければと思えます。

まず、私から口火を切ります。

資料3の12ページのハラスメントの調査結果についてです。

先ほどご説明あったように、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあるかについて、前回調査と比較しますと、男性は1.5%から4.5%ということで、男性が増えたことについてご指摘をいただきましたけれども、そもそも、セクシャル・ハラスメントなど、もしくは、女性からの暴力を受けた男性に関しては相談しないという人の割合が女性よりずっと高いわけですから、3ポイント上がったといいますが、実際はもっと高いかもしれない可能性もあるのではないかと考えています。

若い学生に聞きますと、男性ならではの男は辛いよという意識を持っている男子学生が非常に多くございまして、セクハラや暴力を受けても、相談する場所も分からないし、相談しにくい、さらに進めば、男性だからということで職場でパワハラを受ける、そのために離職したり、鬱になったり、引きこもりになったりということもあるようで、男性はそれに我慢しなくてはいけないというジェンダーがあるものですから、男性ならではの辛さについては、昨今、ものすごく問題なのだろうと思います。

その意味では、そういう男性の辛さをすくい取るような調査項目、男性をターゲットにしたハラスメント調査など、そういうものを第5次においては含んでいただき、男の人の辛さも酌み取っていかないと今日的ではないのかなという気がいたしました。

ほかにいかがでございますか。

○平井委員 資料3の9ページのDVの経験についてです。

自分が直接経験したことがあるという回答が約1割ですが、これはとても低いなと私は思っております。これは、8ページの調査にも関わっていて、パートナーの間で起きていることがDVだと思っていないというようなことがあるのではないかなと思います。

暴力にあたる場合とそうでない場合があると思うという回答の高いところ、殴るふりをする、大声でどなる、交友関係などを細かく監視するということについてはそう思わない方がいるということなので、実際、それは暴力であるとは思うのですけれども、それによって自分が直接経験したことがあるという数字が少なくなっているのではないかなと思います。しかし、実際はもう少し多いのではないかなと思うのです。これは意識の違いというか、それも全てが暴力なのだよということがもう少し伝わったらいいなと思います。

○梶井会長 平手で打っているのですから、100%にならなくていけないですね。20年以上前から変わりません。絶対に100にならないというところでございますが、ご指摘のとおりかと思えます。

また、男性の委員の皆様からご意見はありませんか。

○藤村副会長 意識調査結果の感想になりますけれども、5ページの男性の育休についてです。そういう活動に関わっているの、興味深く見ていたのですけれども、男性と女性で数字がほとんど変わらないということですね。日頃から取らない男性に問題があるわけではないというところをすごく意識していたのですけれども、この結果を見て、やはり、

男性の問題だけではなくて、パートナーだったり、もっと言うと、社会全体、働く職場での女性からの見え方なども含めて、男性が育休を取るというところになかなかつながっていないのかなと読み取りました。

また、分析はこれからということだったので、そこが大事かなと思っています。指標の結果を踏まえて分析し、どういう課題を設定して次の計画につなげていくかという最初のすごい大事な取っかかりかなと思ったので、次の活動のところに力を入れたいと思った次第です。

○梶井会長 ほかの委員の皆様からご意見やご感想はありませんか。

○齋藤委員 私も、先ほどの大声でどなるというところと、平井委員がおっしゃった被害者はDVと認知してないということに意見があります。

やはり、加害者の男性は、自分は正義のためだと自分を正当化するのが上手でして、被害者の方は自分がいけないからこういう結果になっているのだと思い込まされるし、判断能力が失われるのです。

大声でどなるに関して、前は12.3ポイントで、今回は9.9ポイントで、差は縮まったけれども、男女間の意識差があるということですよ。

女性は、DVという面では、家庭とかでどなられたりとかすることが多いからなのではないのかなと思います。男性の場合でも、パワハラになると、職場ではどなられるのが当たり前前の環境の方もいるかもしれないのですけれども、人によって受け方が違う基準について統一といいますか、意識統一ができれば、被害者の方が、今、私はDVを受けていると意識し、自分の状況を分析できるのかしらと思ったところですよ。大声だと、具体的に何デシベル以上だとどなっているとするとか、言い方や雰囲気などもより具体的に分かるような資料がもっとあれば違うのかなと思いました。

今回の資料は、すごく興味深く、いっぱいメモを取りました。後で意見を出せるということだったので、私が知っていることや考えたことをまとめ、事務局に連絡したいと思います。

○梶井会長 ぜひよろしく願いいたします。

ほかにお気づきの点はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 パートナー同士ではなくても、大声でどなるというのは暴力なのです。職場であっても親密な関係の中であっても、普遍的に人権というところに最終的には落ちていくのかなと感じております。

それでは、アンケートの分析についてもこれからさらに考察を加え、お送りいただけるということでしたので、それも踏まえ、皆様からご意見などをメールでお寄せいただけましたらありがたいと思います。

全体を通して言い忘れや言いそびれということがございましたらお聞きしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**梶井会長** ありがとうございます。

それでは、この後、書面でのやり取りがあると思いますけれども、ご協力をどうぞよろしくをお願いします。

これで本日の議題については終了となりますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**梶井会長** それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○**事務局(川瀬調査担当係長)** 次回の審議会に向けまして、今後、日程を調整させていただくべく、改めてメール等でご連絡をさせていただきます。

コロナの感染等の状況にもよりますけれども、今回の第10期に関して、まだ一回も全員でお集まりいただいていないということもあり、一堂に会しての審議会についても検討させていただければと考えております。

なお、議題の中でお話をさせていただきましたとおり、現状と課題について、計画体系案については、資料等と併せて、12月頃に委員の皆様には送らせていただきます。内容等をご覧いただきまして、12月の下旬までにご意見等をメール等で集約させていただき、ご意見の内容を精査させていただいた上で、改めて皆様に変更内容のご確認や情報の共有をさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○**梶井会長** 皆さんで議論を深め、いい答申に持っていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の札幌市男女共同参画審議会を終了させていただきたいと思います。

お忙しいところどうもありがとうございました。

以 上